

令和6年度 第1回埼玉県福祉のまちづくり推進協議会
結果概要

- 1 日時 令和6年9月11日 午前10時00分～11時30分
- 2 場所 WEB会議
- 3 出席委員
久保田委員、國松委員、納委員、大野委員、小林委員、神保委員、関根委員
出席 7人
欠席 5人
- 4 配布資料 別紙のとおり
- 5 会議概要
【議事】
 - (1) 福祉のまちづくり関連事業について
 - (2) 埼玉県思いやり駐車場制度の実施状況について

※主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

(1) 福祉のまちづくり関連事業について

(事務局説明)

《久保田会長》

ただいまの一連の説明について、委員の皆様からご意見やご質問などをいただきたい。まず、私の方から質問させていただく。

バリアフリー基本構想の関係で、2つお尋ねしたい。

平成12年の交通バリアフリー法以降、最初は順調に色々な市町村で策定されていたが、令和になり、埼玉県内でこの基本構想を策定したのは戸田市ぐらいで、策定自治体が増えていないというのが正直な感想だ。一方で、事務局から説明があったように、駅やバスなど、それぞれのバリアフリー化は進んでいるように思う。県として今後どのように進めていこうとしているのか。

資料の令和6年度の予定を見ると、策定自治体を増やすという方向にはなっていないように見えるが、それでよいのかどうか。基本構想を策定する際には、関係各所がバリアフリー点検をしたり、PDCAの考え方で回るようになるので、この流れに沿っていただくのが、望ましいのではないかと考えている。

質問をもう一つ。今年1月に国のガイドラインの改訂が行われ、その中で鉄道の踏切について新しい対策が打ち出された。それは、視覚障害者の方が踏切の中に閉じ込められないよう、自分が踏切の中にいるのか、踏切の外にいるのかわかるようにするということ。

一昨年の4月に奈良県で、視覚障害者の方が踏切の中に閉じ込められて亡くなられた。その方は、踏切の中において遮断機が下りてきたときに、外にいると勘違いされ、後ずさりをしてしまい電車に引かれてしまったそうだ。そのため、今回の国のガイドラインでは、踏切の手前に長さ60センチのゴムチップの舗装をして、それを踏むと中に、これから踏切の中に入ることがわかるようにするというのが新しい基準になった。これについて、県としてどのように対応していくのか。以上、質問2件について回答をお願いしたい。

《事務局（都市計画課）》

1つ目の御質問について回答する。基本構想の策定を増やし、PDCAを回していくよう御指摘いただいた。本会議でも、県が様々な事業を展開していることが説明されていたが、市町村の策定を進めるためには、それぞれの予算を持っている県の事業課が市町村に対し事業を行う前に、基本構想を作ってはどうかとPRすれば策定が進むのではないかと感じた。

また、資料には記載していないが、令和5年12月には国土交通省の総合政策課でバリアフリー移動円滑化のマスタープランや、基本構想の策定の支援セミナーがあり、市町村に周知をした。このセミナーには、県の他、さいたま市、川越市、草加市、入間市など7つの市が参加した。県ではこのセミナーや国からの通知などの情報をまとめて、令和6年4月に市町村の都市計画課主管課課長会議の場で、県内全市町村に対して説明した。既に基本構想を策定している市町村に、策定したきっかけを聞くと、道路や駅前の整備に着手するためという回答が多い。整備を行う際に、いかに策定について働きかけられるかが大切であると考えている。

県としては引き続き、基本構想等の策定を援助する立場にあるので、市町村の策定に向けて働きかけをしていきたい。

《久保田会長》

大変よくわかった。

《事務局（道路環境課）》

2つ目の御質問について回答する。令和6年1月18日、国は踏切改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国408箇所の指定を行っている。埼玉県内では23箇所指定があり、そのうち、誘導表示関係については18箇所、埼玉県が管理する道路では2箇所、市町村が管理する道路では16箇所ある。鉄道事業者と連携して、対策を進めていくことで考えている。

市町村（さいたま市を除く）では、5市（川越市、秩父市、本庄市、春日部市、桶川市）11箇所の踏切について、誘導表示の整備を検討中と聞いている。理由としては、近隣に老人ホーム等があるなどのため、整備を検討しているということである。

市町村への周知については、国からガイドラインの周知に関する通知があり、県内の各市町村に情報共有するなどして周知を図っている。

《久保田会長》

今後ともよろしくお願ひしたい。他に質問等あればどうぞ。

《國松委員》

2点質問したい。資料1の2ページ、(イ)福祉団体との協働によるキャンペーンの実施とあるが、具体的には、どちらの団体に呼びかけて実施したのか。

また、資料1の3ページ、福祉のまちづくり推進協議会について、昨年2回目は書面開催で実施されたが、できるだけ書面開催は避けていただきたい。これは要望だが、ぜひお願ひしたい。

《事務局（福祉政策課）》

資料1の2ページ、福祉団体との協働については、脊椎を損傷された方々の団体と協働させていただいている。歩行に困難があり、車いす・優先区画の駐車場を必要とされている身体障害の団体の方々と協働している。

資料1の3ページ、昨年度第2回の福祉のまちづくり推進協議会を書面開催で行ったことへの御指摘については、対面開催の方が、意見の交流がより円滑に行えるということもあるので、御意見も踏まえながら本年度の第2回協議会の開催方法については検討していきたい。

(2) 埼玉県思いやり駐車場制度の実施状況について

(事務局説明)

《久保田会長》

アドバイス或いは御質問・御意見をお願いしたい。

《國松委員》

本制度の「埼玉県おもいやり駐車場」というネーミングのことで確認したい。個人的には、「思いやり」という言葉は制度上の名称にそぐわないと思っている。使いやすく響きもいいので、気持ちは理解できるが「思いやり」で済ますような性質のものではないのではないかと。参考に、他の導入済みの府県の制度名称を教えてください。

《事務局（福祉政策課）》

他府県の名称については、そのまま「パーキング・パーミット制度」と呼んでいるところもあれば「思いやり」とついている所もある。

本制度は罰則を設ける制度ではなく、駐車区画の適正利用をうながすため、健常者側の意識を高めるため導入している意味合いがある。名称変更については、今変更することは考えてはいないが、御意見があったことにつき承った。

《久保田会長》

資料の中で、埼玉県の協力施設・区画が多いということがわかった。数が増えたということで課題もあると思うが、引き続き普及に努めていただきたい。

以上で、令和6年度第1回福祉のまちづくり推進協議会を終了する。

【終】